

## 運賃の適用方法新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>5. 運賃及び料金の適用方法</p> <p>(3) 時間制運賃</p> <p>① 時間制運賃は、営業所等において時間制運賃による特約がある場合に適用するものとする。</p> <p>② 時間制運賃は、旅客の要請によって<u>お客様の指定場所にタクシーが到着したときから</u>、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて収受するものとする。</p> <p>ただし、旅客の責に帰することが出来ない事由によって超過した時間は、運賃計算上の時間に算入しないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 運賃及び料金の適用方法</p> <p>(3) 時間制運賃</p> <p>① 時間制運賃は、<u>観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制運賃によりがたい運送であって</u>営業所等において時間制運賃による特約がある場合に適用するものとする。</p> <p>② 時間制運賃は、旅客の要請によって<u>営業所等を出発し</u>、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて収受するものとする。</p> <p>ただし、旅客の責に帰することが出来ない事由によって超過した時間は、運賃計算上の時間に算入しないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>